

社会福祉法人 福音会  
役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福音会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬総額の上限)

第3条 役員に対して各年度の総額が300万円を超えない範囲で、この報酬等に関する規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(理事会又は情報交換会の出席)

第4条 役員が理事会又は情報交換会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事会又は情報交換会の出席以外の報酬等)

第5条 役員が理事会又は情報交換会出席以外で、法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償に相当する費用を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償に相当する費用を支払うことができる。なお、評議員選任・解任委員会に出席した場合は、当該委員としての報酬を支払うものとする。

(出張旅費)

第7条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費、宿泊費を含む実費弁償に相当する費用を支給することができる。

2 旅費、宿泊費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設、事業所及び法人本部の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

2 職員を兼務しない役員が、理事長、常務理事等に選任された場合は、その職務分掌と報酬を理事会で審議することとし、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

別表 1

名称	一回
理事会又は情報交換会出席報酬	12,000円(税込)

別表 2

名称	報酬	その他特別にかかる費用
監事監査指導 (監事)	(1日当り)33,000円(税込) (半日当り)16,500円(税込)	実費
その他の業務 (役員)	(1日当り)33,000円(税込) (半日当り)16,500円(税込)	実費

別表 3

旅費	宿泊費	報酬一日	その他
実費	実費	33,000円(税込)	実費

(付 則)

この規程は、平成29年6月15日より適用する。

〔制定及び改正〕

2004年(平成16年4月1日)	制定
2013年(平成25年5月30日)	改正
2014年(平成26年4月1日)	改正
2017年(平成29年6月15日)	改正

社会福祉法人 福音会  
評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福音会の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会又は情報交換会の出席)

第2条 評議員が評議員会又は情報交換会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(評議員会又は情報交換会の出席以外の報酬等)

第3条 評議員が評議員会又は情報交換会出席以外で、法人及び施設の運営のために理事長の要請を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償に相当する費用を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費、宿泊費を含む実費弁償に相当する費用を支給することができる。

2 旅費、宿泊費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

別表 1

名称	一回
評議員会又は情報交換会出席報酬	12,000円(税込)

別表 2

名称	報酬	その他特別にかかる費用
その他の業務	(1日当り) 33,000円(税込) (半日当り) 16,500円(税込)	実費

別表 3

旅費	宿泊費	報酬一日	その他
実費	実費	33,000円(税込)	実費

(付 則)

この規程は、平成29年4月1日に遡り適用する。

〔制定及び改正〕

2004年(平成16年4月1日)	制定
2013年(平成25年5月30日)	改正
2014年(平成26年4月1日)	改正
2017年(平成29年6月15日)	改正